

赤穂市内事業所情報の広報紙掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市に住所を有する事業所に関する情報を赤穂市広報紙「広報あこう」に掲載することにより、正確で最新の事業所情報を市民に広く紹介するとともに、市内の商工業の振興を図るため、市内事業所情報の広報紙掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 広報紙に掲載することができる事業所は、次の事項のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 法人で、市内に本社又は事業所、工場等を有しているもの
- (2) その他市長が適当と認めるもの

2 次の事項のいずれかに該当すると認められるものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等(兵庫県及び市の条例、規則を含む。)に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる風俗営業に該当するもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 赤穂市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 市の広報紙としてふさわしくないもの
- (9) その他市長が適当でないと認めるもの

(申込方法)

第3条 掲載を希望する事業所は、赤穂市広報紙「広報あこう」掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、市長公室企画広報課に提出する。

(掲載内容の変更)

第4条 掲載内容は、広報紙編集の最終校正までに変更を行うことができる。

(掲載順序)

第5条 掲載順序は、原則として事業所から原稿が提出された順とし、掲載を希望する事業所が掲載順序及び時期等を指定することはできない。

(免責)

第6条 広報紙への情報掲載及び掲載内容による直接的、付随的、結果的若しくは間接的な損害、経費の発生、損失又は債務については赤穂市はいかなる責任も負わない。

(掲載料)

第7条 広報紙への掲載料は無料とする。

付 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。